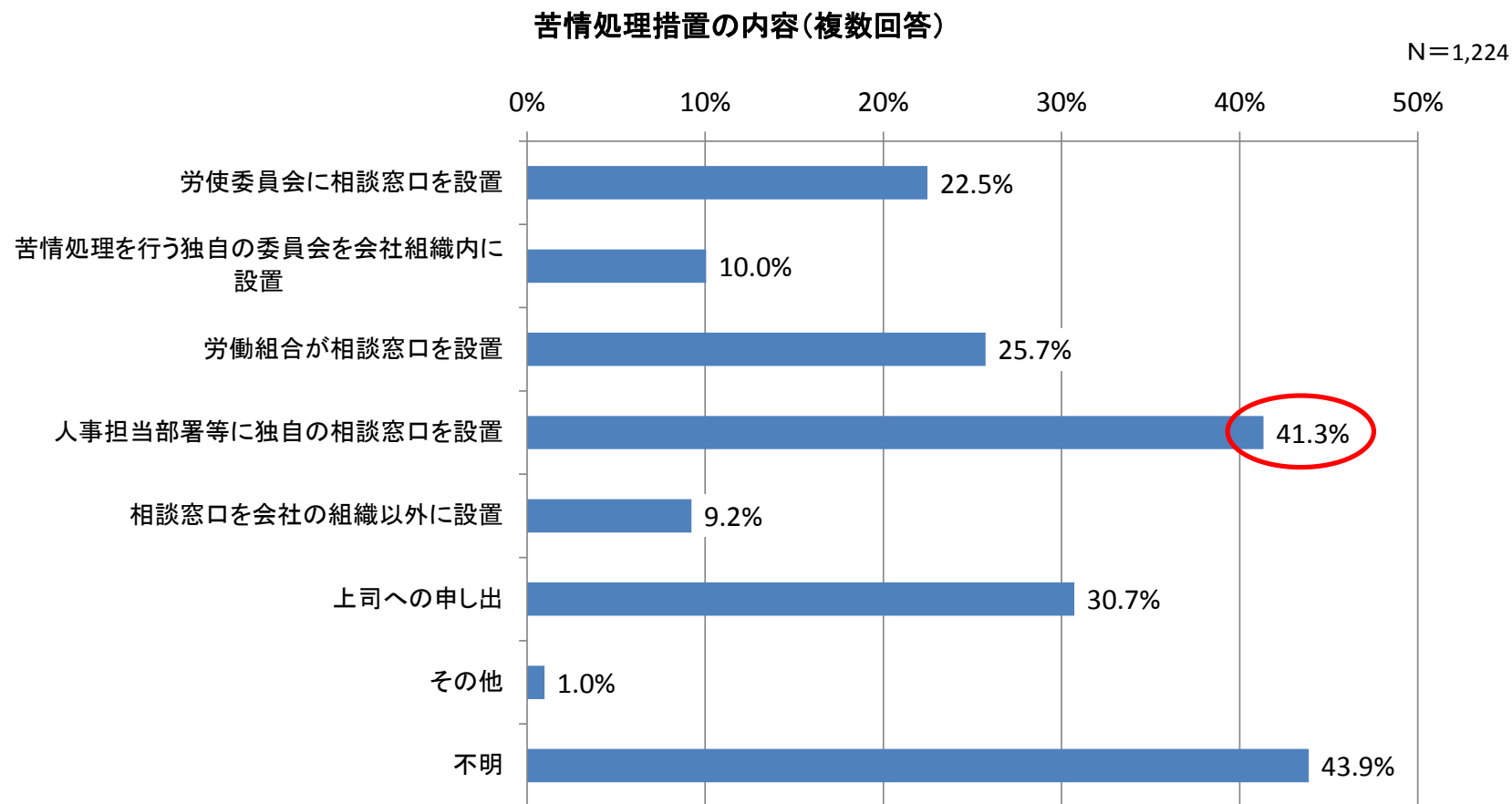


10-1 苦情処理措置 【企画業務型裁量労働制導入事業場】

◆ 苦情処理措置として、「人事担当部署等に独自の相談窓口を設置」(41.3%)を挙げる回答が多い。



10-2 苦情処理措置 【裁量労働制(専門業務型・企画業務型)適用労働者】

- ◆ 苦情の申出が「ない」との回答が95.2%と多い。
- ◆ 苦情処理体制が十分と思うとの回答が62.6%、そう思わないとの回答が34.5%ある。
- ◆ 苦情処理体制が十分と思わない労働者のうち、「どこの誰に相談すべきか明確でない」(37.1%)を挙げる回答が多い。

1. 苦情の申出の有無 N=4,327

ある … 3.7%
 ない … 95.2%
 (不明 … 1.1%)

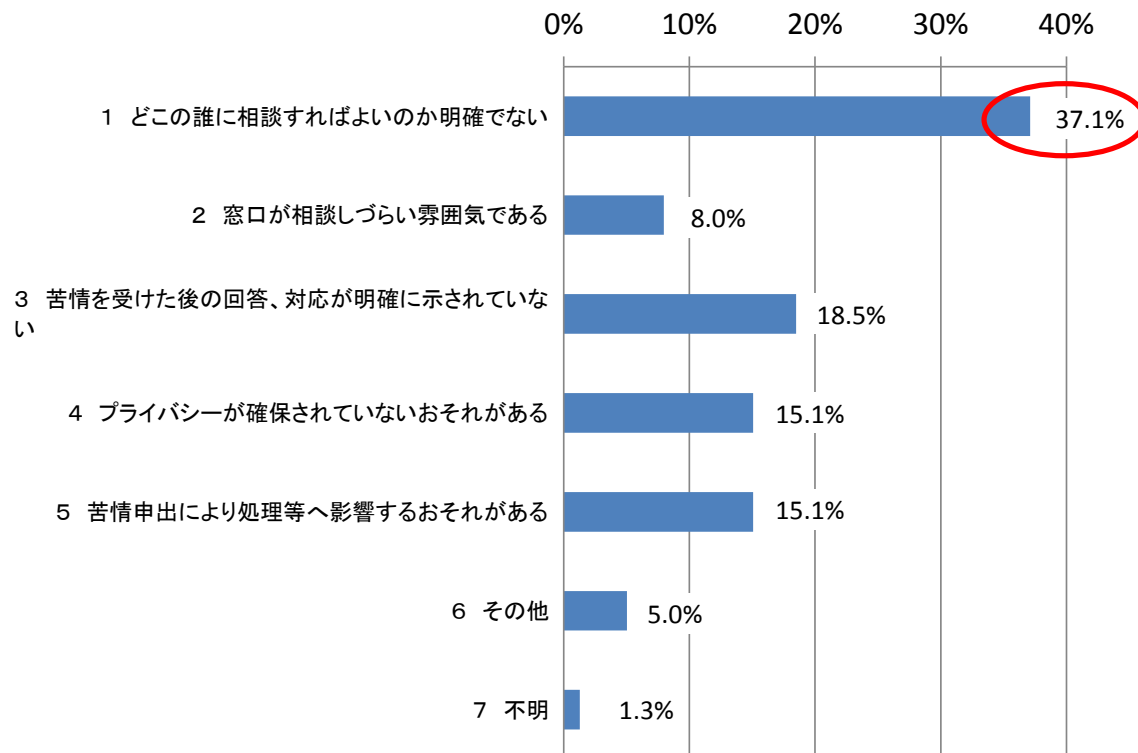
2. 苦情処理体制は十分と思うか N=4,327

思う … 62.6%
 思わない … 34.5%
 (不明 … 2.9%)

3. 苦情処理体制の不十分な点

(2. で「思わない」と回答した場合)

N=1,493



フレックスタイム制について

1-1 制度に対する評価 【フレックスタイム制導入事業場】

- ◆ 制度の運用上、不便を感じたことがあるとの回答が47.9%、感じたことがないとの回答が46.7%ある。
- ◆ 具体的に不便と感じた点として、「清算期間が短い」(94.2%)を挙げる回答が多いが、具体的にどの程度の期間とすべきかは「不明」(90.5%)とする回答が多い。

1. 制度の運用上、不便を感じたことがあるか

N=1,191

ある … 47.9%

ない … 46.7%

(不明 … 5.5%)

3. 清算期間について、具体的にはどの程度の期間が良いか。(2. で4を回答した場合)

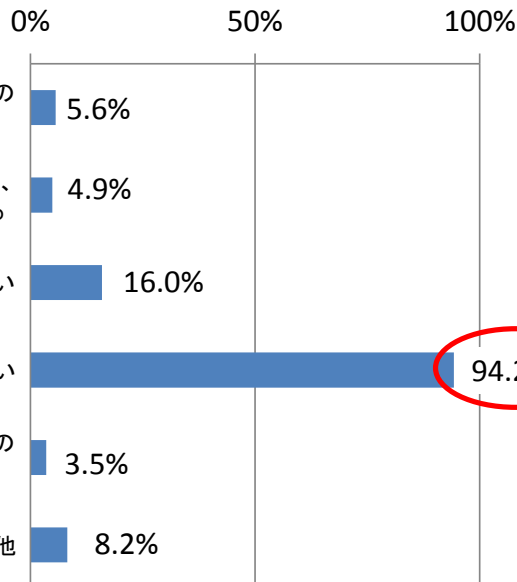
N=537

0% 50% 100%

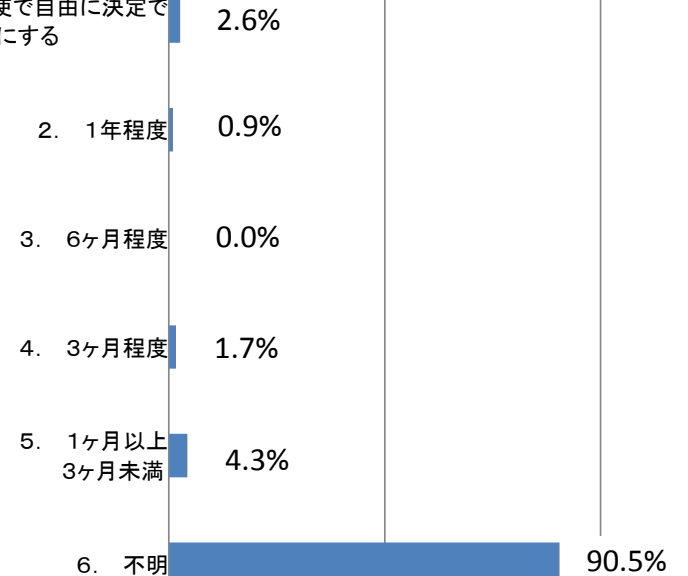
2. 具体的に不便を感じた点(1. で「ある」と回答した場合)(複数回答)

N=570

- 週休2日制の場合に、法定労働時間の総枠を超えてしまう月がある
- 週休2日制の場合、総枠を超えないよう、最終週の労働時間が制限される月がある
- 複数月をまたいだ清算ができない
- 清算期間が短い
- 法令に定められた手続、就業規則の変更・届出が煩雑だから
- その他



1. 労使で自由に決定できるようにする



1-2 制度に対する評価 【フレックスタイム制適用労働者】

- ◆ 現行制度のままでよいとの回答が81.9%、「見直すべき」との回答が15.1%ある。
- ◆ 「見直すべき」との労働者のうち、「コアタイムをなくすべき」(30.2%)、「出退勤管理を緩やかにすべき」(21.2%)がある一方、「清算期間を長くすべき」(20.4%)との回答も見られる。

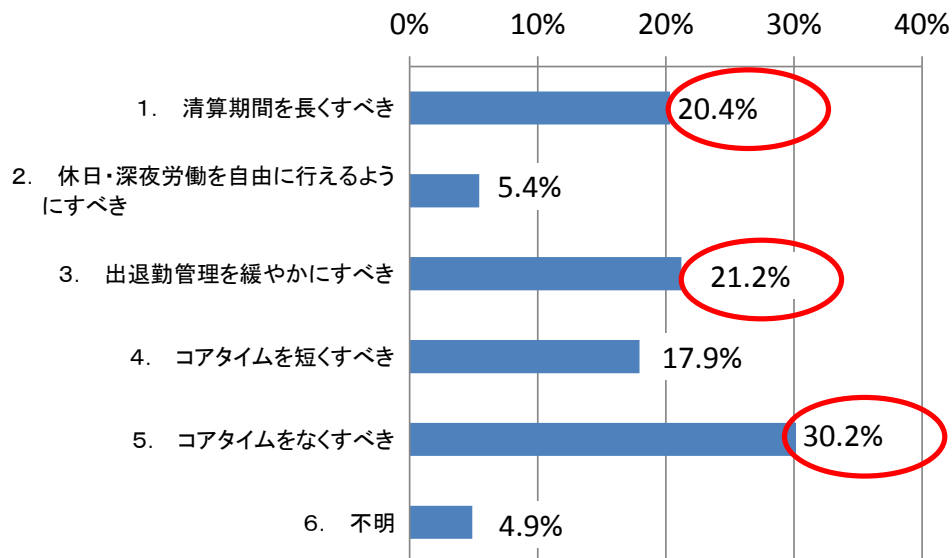
1. 現行のフレックスタイム制についての評価

このままでよい … **81.9%** N=2,432
 見直すべき … 15.1%
 (不明 … 2.9%)

2. 具体的に見直すべき点

(1. で「見直すべき」と回答した場合)

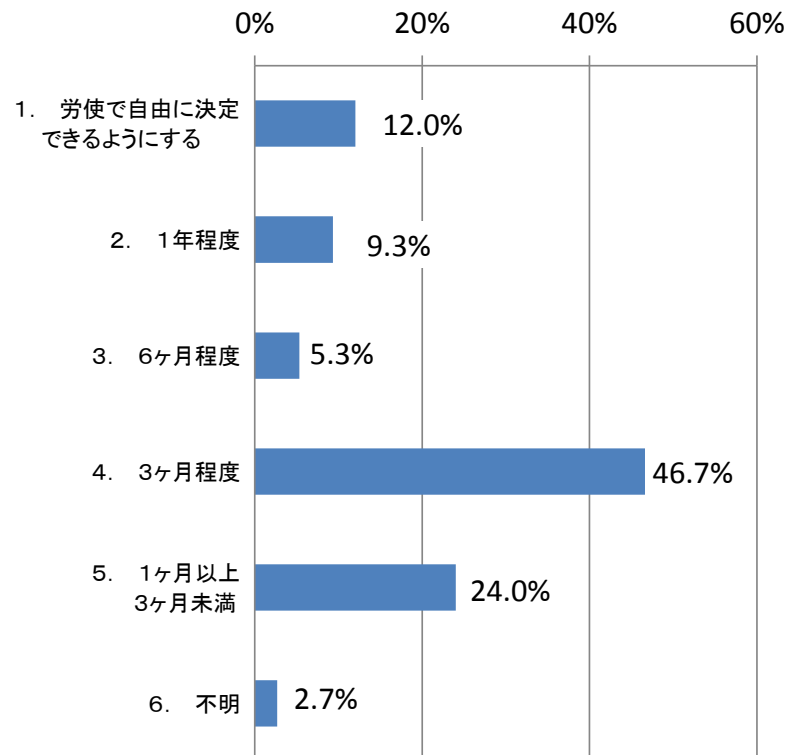
N=368



3. 清算期間について、具体的にはどの程度の期間が良いか。

N=75

(2. で1を回答した場合)

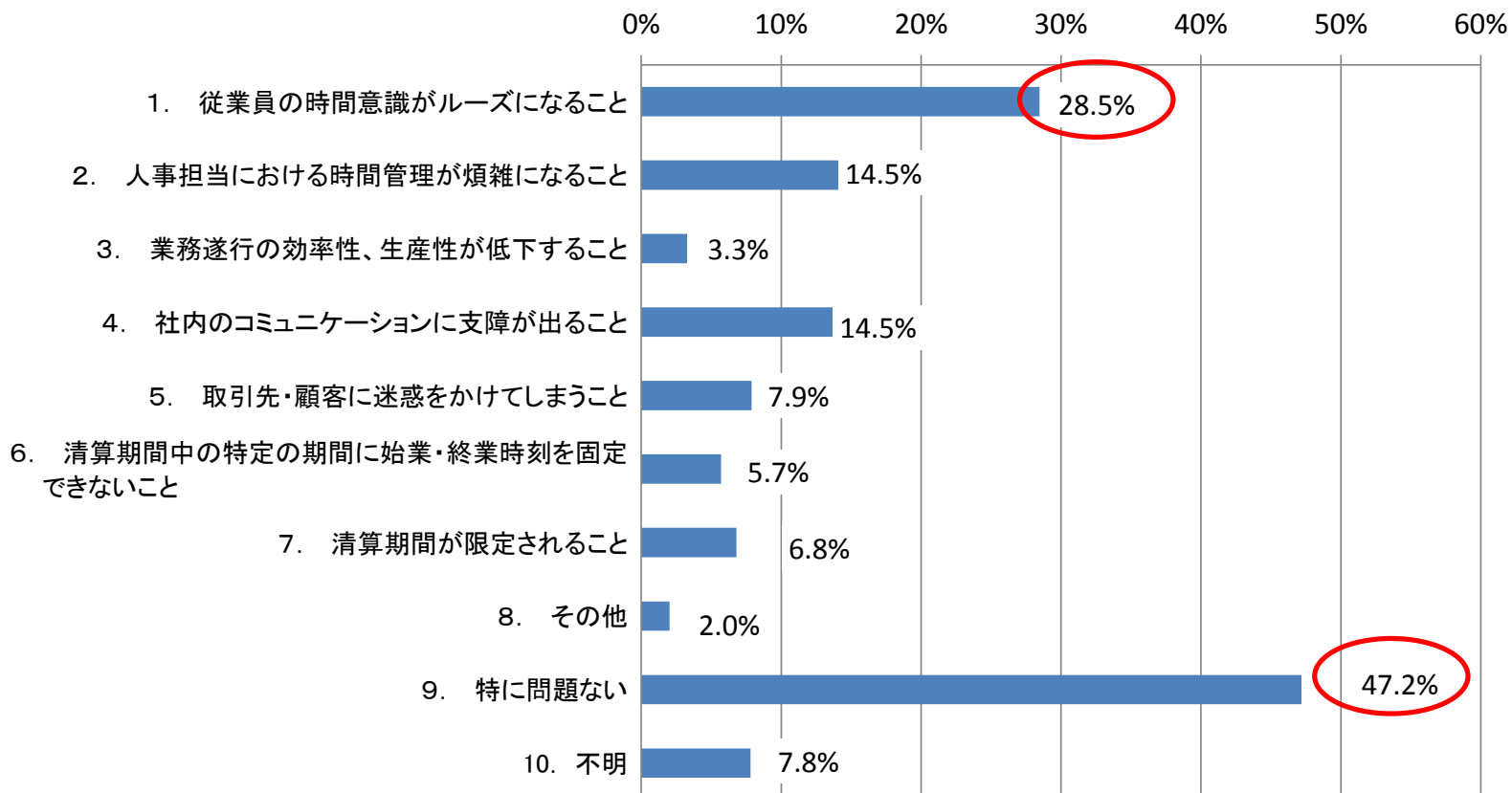


2 フレックスタイム制に関する職場での課題 【フレックスタイム制導入事業場】

◆ 導入事業場での職場での課題としては、「特に問題ない」とする回答が47.2%と多いが、「従業員の時間意識がルーズになること」(28.5%)等を挙げる回答も見られる。

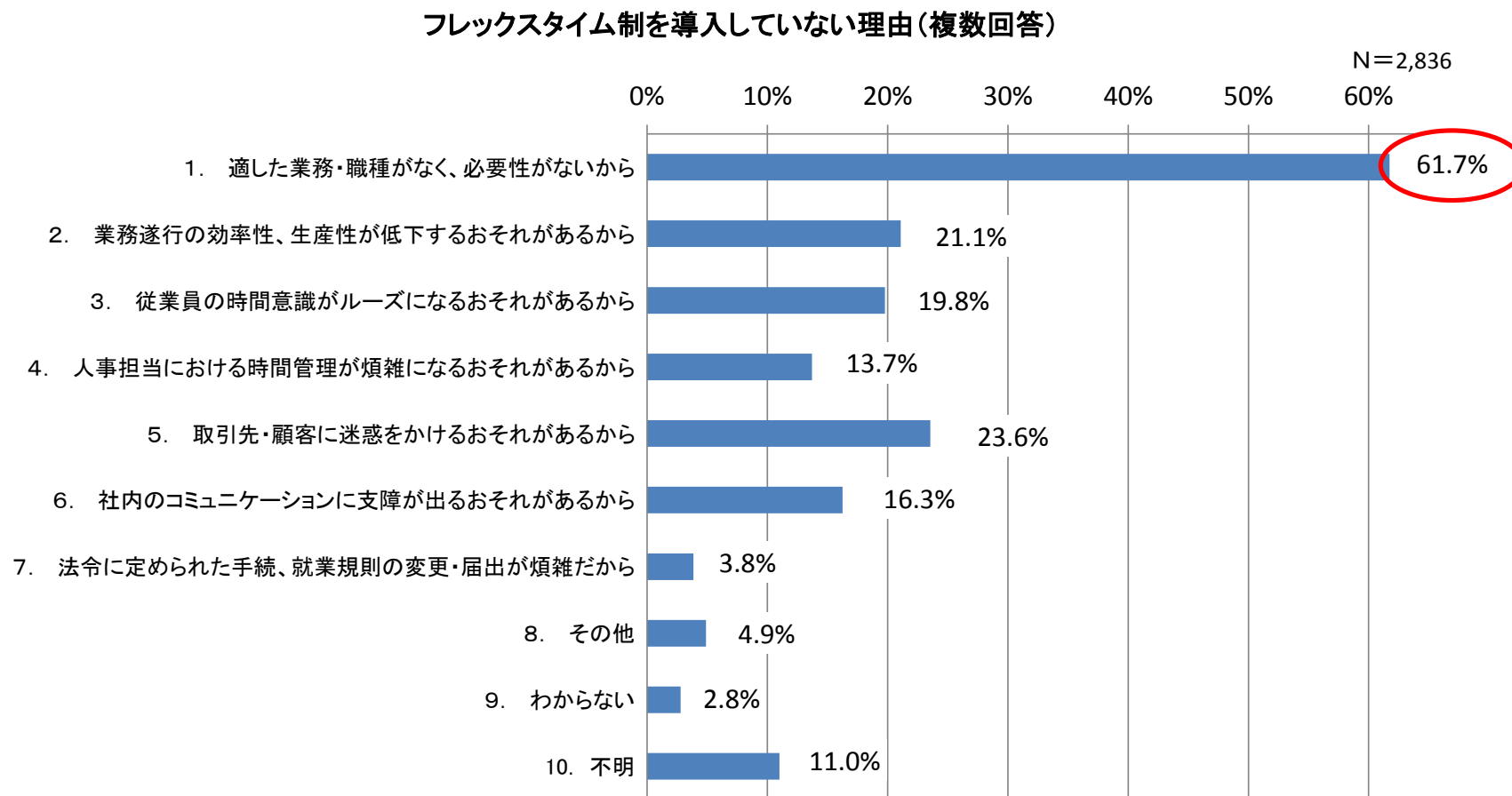
導入しているフレックスタイム制に関して、職場でどのような問題点があるか。(複数回答)

N=1191



3 フレックスタイム制を導入していない理由 【フレックスタイム制を導入していない事業場】

◆ フレックスタイム制を導入していない理由としては、「適した業務・職種がなく、必要性がないから」が61.7%と多い。



「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」について

国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(抄)

平成25年10月18日

2. 雇用

- ◇ 特区内で、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、優秀な人材を確保し、従業員が意欲と能力を発揮できるよう、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な規定を盛り込む。

(中略)

(2) 有期雇用の特例

- ・ 例えば、これからオリンピックまでのプロジェクトを実施する企業が、7年間限定で更新する代わりに無期転換権を発生させることなく高い待遇を提示し優秀な人材を集めることは、現行制度上はできない。
- ・ したがって、新規開業直後の企業やグローバル企業をはじめとする企業等の中で重要かつ時限的な事業に従事している有期労働者であって、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象に、無期転換申込権発生までの期間の在り方、その際に労働契約が適切に行われるための必要な措置等について、全国規模の規制改革として労働政策審議会において早急に検討を行い、その結果を踏まえ、平成26年通常国会に所要の法案を提出する。
- ・ 以上の趣旨を、臨時国会に提出する特区関連法案の中に盛り込む。